

## 社会福祉法人めやす箱 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人めやす箱の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、無報酬とする。

監事及び評議員の報酬総額は、1人当たり年間5万円以内とする。

2 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会及び評議員会出席報酬等	5,000円	実 費

3 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	5,000円	実 費

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合の報酬は、日額5千円とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。